

## 工事請負契約書

収入印紙

注文者(甲)名 \_\_\_\_\_ 様 印 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ F A X \_\_\_\_\_

請負者(乙)名 **きゅうでん建築** \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ 0178-80-7034  
代表者 **久田伸博** \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ F A X \_\_\_\_\_ 0178-62-599  
住所 **青森県三戸郡五戸町字下夕ノ沢頭34-24** \_\_\_\_\_  
担当者名 **久田伸博** \_\_\_\_\_

1. 工 事 名 \_\_\_\_\_  
2. 工 事 場 所 \_\_\_\_\_  
3. 工 事 種 別 \_\_\_\_\_ 建延べ面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
4. 工 期 着工 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
完成 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
5. 引渡しの時期 完成の時期から\_\_\_\_7日以内  
6. 請 負 代 金 金 \_\_\_\_\_円也

うち工事価格 ¥ \_\_\_\_\_、取引に関わる消費税 ¥ \_\_\_\_\_

※1 (経過措置 [平成24年8月22日改正消費税法附則第5条第3項] の適用を受ける場合) 法の定める指定日以降に設計変更等により契約金額が増額し、契約の目的物の引渡時点の消費税率が変更となった場合には、増額部分につき引渡時点での消費税率を適用するものとします。

※2 (経過措置 [同上] の適用を受けない場合) 工期の遅れ等 (請負者の責めに帰すべき場合を除く) により、契約の目的物の引き渡し時点での消費税率が変更になった場合には、変更後の消費税率に基づいて算出される消費税額との差額を決済するものとします。

7. 支払い方法 ① 工事着工時 ¥ \_\_\_\_\_  
② 中間時 ¥ \_\_\_\_\_  
③ 完成引渡しの時 ¥ \_\_\_\_\_

8. 部分使用、部分引渡し 有・無

9. 解体工事等に要する費用等

この工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める事項については、別添第4号から6号のとおりとする。

10. 瑕疵担保責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めの有無（有・無）

この工事が「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に定める特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合、講ずべき瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置の内容（保証金の供託または責任保険契約の締結）は、添付別紙のとおりとする。

11. 個人情報の取り扱い

甲は甲宅建築にあたり、乙が甲の個人情報および個人データを甲宅建築に携わる建築設計事務所および下請業者・協力業者等の第三者に提供することにつきあらかじめ同意する。乙はこの個人情報および個人データを甲宅建築以外の目的で第三者に提供してはならない。

この契約の証として、本書2通を作り、当事者が記名押印をして、各1通を保有する。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

注文者（甲） 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

請負者（乙） 住所 青森県三戸郡五戸町字下タノ沢頭34-24  
氏名 久田 伸博 印

保証人をおく場  
場合に記載する 同保証人  
又は完成  
保証人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

（工事監理者をおく場合）

ここに工事監理者としての責務を負うために押印する。

監理者（丙） 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印